

第3次山ノ内町人権に関する総合計画

～すべての人の人権が尊重されるまちをめざして～

◆計画策定の趣旨

本町は、町の責務、町民の責務を明らかにし、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃と人権擁護を図り、平和で明るい国際都市を目指す山ノ内町の実現に寄与することを目的とした「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定しています。この条例の目的達成のため、「第1次山ノ内町人権に関する総合計画【平成13（2001）年度～平成22（2010）年度】」及び第2次計画【平成23（2011）年度～令和2（2020）年度】を策定し、様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子高齢化や国際化、情報化の進展や未知の感染症の流行等の社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。

これらのことを踏まえ、町民一人ひとりの課題と目標を明らかにするとともに、長期的展望に立った本町の総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくし、町民と行政との協働により人権尊重の視点に根ざしたまちづくりを推進するために、第3次計画【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】を策定するものです。

◆基本理念

本町では、「人と人が尊重し合う絆の郷土（まち）づくり」を、人権政策における基本理念とし、年齢、性別、居住地や国籍、文化、障がいの有無等に関わらず、すべての人が社会の一員として活躍し、互いに支え合いながら生きる社会の実現を目指します。

◆計画の期間

本計画は、「第6次山ノ内町総合計画」と整合しつつ具体的な推進を図るため、令和3（2021）年度を初年度、令和12（2030）年度を目標年度に設定し、これ以降継続して改正するものとします。なお、令和7（2025）年度に、中間総括年として必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

◆計画の推進

◆推進体制

●庁内推進体制の整備

主政策を担う人権政策室をはじめ、各種人権課題に関係する部署による取り組みを推進するとともに、庁内に設置された「差別撤廃と人権擁護推進本部」による全庁体制のもと、横断的・総合的に人権施策の推進を図ります。

●国・県・関係機関等との連携と町民との協働

関係機関等との連携により、教育・啓発の効果的な推進や相談・支援事業の充実に努めます。また、学校、地域、企業等がそれぞれの立場で、人権問題の解消に向けた主体的な取り組みを行うとともに、町民で構成する関係団体や関係機関とのつながりを一層密にし、町民との協働により、人権が尊重される社会づくりを推進します。

◆評価体制

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、「山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会」へ意見を求めるとともに、各種施策の内容を定期的に点検・評価し、見直しを図ります。

◆人権施策の基本的視点

1 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

— 「人権尊重の視点」に立った町政 —

- ・あらゆる来庁者に対し、進んであいさつや声がけをしたり、同じ目線で対応したりするなど、積極的な接遇に努めます。
- ・道路や案内標識、公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策を推進します。
- ・用語の簡略化、文字の大きさや色などに配慮し、誰にとってもわかりやすい文書の作成や広報活動、情報提供等を行います。

2 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認めあうまちづくり

— 教育・啓発と交流の推進 —

●行政

- ・全職員に対し、職員研修に位置づけた人権・同和教育に関する各種講座・研修への参加を促進します。

●保育所・学校

- ・各保育所・学校において、指導計画に基づき教育活動全体を通じた人権・同和教育を、総合的に推進します。
- ・子ども自らが課題を見つけ、学び、考え、実践行動ができる力を育てるため、学習教材や指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・保育所職員・教職員を対象とした人権学習の機会の充実を図ります。
- ・学級通信や広報誌等を通じて、子どもと大人が共に学び合う、家庭人権・同和教育を推進します。

●家庭・地域

- ・地域における人権リーダーを養成するため、専門研修の実施や学習教材の提供等を行います。
- ・各種団体・サークル活動の推進者や参加者に人権・同和教育の機会を設けることで、より多くの町民が人権学習に携わる機会をつくります。

●企業・職場

- ・研修や啓発資料等あらゆる機会・手段をとらえて、企業・職場に関する人権問題や、働きやすい職場づくりに関する教育・啓発を推進します。
- ・日々の職務の中で実践しやすく短時間でも扱いやすい教材の選定・提供、講師派遣に係る助成などを通じて、各企業が独自に人権研修を実施しやすい環境を整備します。

●効果的で実践につながる教育・啓発と交流の推進

- ・学校教育と社会教育の双方から、扱いやすく、実生活に活かすことのできる人権学習教材の研究・開発及び活用の促進を図ります。
- ・年齢、性別、居住地や国籍、障がいの有無などの垣根を超え、多種多様な住民による幅広い交流の機会をつくります。

3 人権侵害の被害者を救済するまちづくり — 相談・支援体制の整備 —



- ・庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関等との連携を強化し、きめ細やかな相談・支援体制の構築に努めます。
- ・役場の窓口や電話だけでなく、ファックスや電子メール等による相談や、個別の出張相談の実施など、町民のニーズに応じた相談・支援を行います。
- ・人権問題発生後の対応を、専門機関等に引き継ぐ場合でも、対応に携わった者として必要に応じて被害者に寄り添ったケアや支援を継続し、共に問題の解決を目指します。

◆人権課題別施策の推進

同和問題（部落差別）

- ・学校教育と社会教育の双方から、史実に基づく新しい部落史観や、身元調査、就職・結婚差別などの現存する差別の実態について、正しい理解を図るための同和教育を行います。

女性

- ・仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、柔軟な働き方に関する各種制度の普及、ワーク・ライフ・バランスに関する教育・啓発を行います。
- ・あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発及び相談・支援体制の充実を図ります。

障がいのある人

- ・あらゆる場において、障がいの特性や障がいのある人を正しく理解するための教育・啓発を行います。
- ・障がい者団体・サークル等との交流やスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じて、町民の障がいに対する理解促進と障がいのある人自身の社会参加を推進します。
- ・障がいの状態や特性に応じた、地域生活支援事業による支援や経済的支援、就労支援やコミュニケーション支援等の充実を図ります。

高齢者

- ・高齢者が地域社会へ参加し、健康で生きがいをもっていきいきと生活できるよう、子どもとの交流や、各種団体・サークル活動等の生涯学習の機会の充実及び参加促進を図ります。
- ・地域包括ケアシステムによる保健・医療、介護等に関する各種サービスの提供や、相談・支援体制の整備を推進します。
- ・認知症対策の推進をはじめ、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備や、相談窓口の充実を図ります。

子ども

- ・保育所・学校において、人権尊重に根ざした保育・教育の実践及び、子どもの主体的な世代間交流や文化伝承活動、自然・社会体験活動などを推進します。
- ・いじめや不登校、児童虐待、貧困などの子どもに関わるあらゆる問題に対し、未然防止・早期発見・早期対応が図られるよう、幼児及び児童生徒の日常的な実態把握や、関係機関等との連携による相談・支援の充実を図ります。

外国人

- ・あらゆる場において、一人ひとりが外国人に関する人権問題の実態を正しく認識し、異文化や価値観に対する理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- ・各種行政サービスや災害時等における情報提供、相談支援事業などにおいて、多言語や「やさしい日本語」を用いた対応の充実を図ります。

インターネットによる人権侵害

- ・インターネット上の誹謗中傷や、悪質な差別表現の書き込みを早期発見・早期解決するため、県や他市町村、関係機関等と連携したモニタリング体制を構築します。
- ・あらゆる場において、インターネットに関する人権問題の実態や、メディア・リテラシー※の重要性、適正利用等について理解を深めるための教育・啓発を推進します。

※インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。

様々な人権問題（日常生活に潜む人権問題、ひとり親家庭の人権問題、感染症罹患者等、性的指向・性自認に関する人権問題 など）

- ・個々の人権問題の実情を踏まえ、また、あらゆる手段や機会を通じて、差別撤廃と人権擁護の実現に向けた取り組みを推進します。



「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」を改正しました

町ではこの度、平成6年制定の「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」の一部改正を行い、令和2年12月15日に公布・施行しました。

◎改正のポイント

(1) 差別の解消を目的とした各種法令の理念を位置づけた

平成28年にいわゆる「人権3法」（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が公布・施行されるなど、差別の解消を目的とした法律が多数制定されている社会情勢を踏まえ、条例の目的に、この条例が「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとる旨を加えました。

(2) 「人権教育」を行うことの重要性を位置づけた

「啓発活動等の充実」の条項を「教育及び啓発活動等の充実」に改め、学校教育、社会教育、その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成のために必要な取組を行うことを明記しました。

(3) 新たに「相談・支援体制の整備」を位置づけた

新たに「相談・支援体制の整備」に関する条項を加え、国や県、人権関係団体等と連携し、不当な差別等に関する相談に的確に応じることや、人権救済のために必要な措置を講じることを明記しました。

計画・条例の全文をご覧になりたい方へ

「第3次山ノ内町人権に関する総合計画」及び「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」は、町ホームページに掲載しております。

山ノ内町 人権



または こちらのQRコードから→



また、役場人権政策室の窓口でもご覧いただけますので、お気軽にお越しください。

「やまのうち人権啓発ライブラリー」の紹介

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人権に関する講座や研修を開催することのできない日々が続いています。このような状況下においても、町民のみなさんが人権感覚を磨き続けていけるようにと願い、パソコンやスマートフォンから学ぶことのできる人権啓発教材を作成し、町ホームページ内「やまのうち人権啓発ライブラリー」に掲載しています。

山ノ内町 人権啓発



または こちらのQRコードから→



【おすすめ教材】

- 「ウイルスのように広がる『いじめ』や『差別』」
テーマ：新型コロナウイルスは、いじめや差別も感染させる。これを防ぐためにはどうしたらよいのだろうか。
- 「一滴の涙 ～批判する心・排除する心のしくみ～」
テーマ：犯罪者家族の思いを考慮を通して、「なぜ人を批判・排除してしまうのか」を脳や心の仕組みから学び、人権侵害をしない自分を目指す。

ダイジェスト版 第3次山ノ内町人権に関する総合計画

発行：山ノ内町 編集：山ノ内町人権政策室

〒381-0498 山ノ内町大字平穏3352-1 TEL33-3111 FAX33-4527